

# 令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務に係る 企画提案募集実施要領

この要領は、令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 1 委託業務名

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務

## 2 委託業務の内容等

### (1) 委託業務の内容

別紙「令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託仕様書」のとおり

### (2) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

### (3) 委託料の上限額

1,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 3 企画提案の応募資格

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 令和6年6月17日(月)までに愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

○登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。  
○申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。  
○県ホームページでも申請方法をご案内しています。  
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>  
[令和5~7年度競争入札参加資格審査申請(変更手続きを含む)について]

- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

## 4 応募の手続き

### (1) 担当窓口

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県企画振興部地域政策課 地域づくり支援グループ  
電話：089-912-2217(直通)  
E-mail：chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

### (2) 実施要領の配布

#### ア 期間

令和6年5月17日(金)から令和6年6月5日(水)午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

#### イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、上記(1)の担当窓口において配布する。

なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

### (3) 参加申込書の提出

#### ア 提出書類

＜様式第1号＞令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託に係る  
企画提案募集参加申込書

#### イ 提出期間

令和6年5月17日(金)から令和6年6月5日(水)午後5時(必着)とする。  
なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

#### ウ 提出方法

郵送又は持参により、上記(3)イの提出期間内必着で提出すること。

### (4) 質問票の提出及び回答

#### ア 提出書類

＜様式第2号＞令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託に係る  
質問票

#### イ 提出期間

令和6年5月17日(金)から令和6年5月29日(水)午後5時(必着)とする。

#### ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの提出期間内必着で提出すること。

〔送付先アドレス〕chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕「南予離島体験・交流イベント開催業務質問票」

#### エ 回答

質問については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記(4)イの提出期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

〔回答予定日〕令和6年5月31日(金)

## (5) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書（1者につき1提案）を提出するものとする。

### ア 提出書類（企画提案書）

#### （ア）企画提案書の構成

規格は原則A4版（任意様式）とし、「令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託仕様書」に基づいた内容とする。

- ・表紙
- ・目次
- ・業務提案書
- ・業務実施スケジュール及び実施体制
- ・見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額とし、見積内訳書を添付）
- ・会社のパンフレット
- ・財務関係諸表（直近2年分の貸借対照表・損益計算書の写し）

#### （イ）提出部数

6部

### イ 提出期限

令和6年6月17日(月)午後5時まで(必着)

### ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記(5)イの提出期限内必着で提出することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。

### エ 提出先

上記(1)の担当窓口

### オ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(5)イの提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提案を取り下げる場合、また提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合、＜様式第3号＞令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務に係る企画提案募集参加に係る取り下げ願い書を提出するものとする。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## (6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合

エ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合

オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 5 業務予定者の選定

### (1) 選定審査会の実施

提案のあった企画については、選定審査会において書面審査を実施し、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定する。

ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して事業予定者としての適否を判断する。

#### 〔審査基準〕

項目	評価ポイント
業務に対する考え方	事業目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案内容となっているか。
提案内容	イベントの目的が明確になっており、地域特性を踏まえたものとなっているか。
	離島地域のPRにつながる内容となっているか。
	イベント実施地域に対する参加者の関心が高まる内容となっているか。
実施体制	参加者等に対するフォローアップとして、イベント実施後の展開が見込める企画となっているか。
	受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる遂行能力の高い事業者であるか。
	市町や地域、関係機関等との連携・協力体制のもと実施できる体制となっているか。
経費	見積額の経費が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。

### (2) その他

- ・審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。
- ・企画提案書の作成及び提出等、企画提案募集への参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・見積金額が上記2（3）の委託料上限額を超える企画提案は、審査の対象とされないものとする。

## 6 選定結果の通知

選定審査会による選定結果及び事業予定者として選定された者の商号又は名称については、選定審査会終了後速やかに文書で各提案者に通知する。ただし、各提案者の順位や採点結果は通知、公表しない。

なお、選定結果に対する問い合わせには、一切応じないものとする。

## 7 契約

### (1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)

の規定に準じることとする。

### (3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 8 公正な企画提案募集の確保

- (1) 企画提案募集の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案募集の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案募集の参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案募集の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案募集を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を本企画提案募集に参加させず、又は募集を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県地了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提出された企画提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) 企画提案募集及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (7) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

<様式第1号>

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託に係る  
企画提案募集参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県企画振興部政策企画局  
地域政策課 宛

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務の企画提案募集に参加したいので、  
関係書類を添えて参加申込書を提出します。

なお、企画提案募集実施要領3「企画提案募集への参加資格」に掲げる条件を全て  
満たすこと、並びに参加申込書及び添付する関係書類の全ての記載事項は事実と相違  
ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所 属： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

愛媛県競争入札 参加資格者登録名簿	
----------------------	--

※整理番号を記入すること。

<様式第2号>

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託に係る質問票

令和 年 月 日

会社名: \_\_\_\_\_

担当部署名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

E-メール: \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称:

該当頁:

質問内容:

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称:

該当頁:

質問内容:

**【留意事項】**

- 1 令和6年5月29日(水)午後5時までに提出することとし、期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付すること。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

<様式第3号>

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務委託に係る  
企画提案募集参加に係る取り下げ願い書

令和 年 月 日

愛媛県企画振興部政策企画局  
地域政策課 宛

〒  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

担当者連絡先  
所 属：  
氏 名：  
電 話 番 号：  
メールアドレス：

令和6年度南予離島体験・交流イベント開催業務の企画提案募集への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。